

問われるシンガポールの「多人種主義」

ICHIOKA, Takashi / 市岡, 卓

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

205

(終了ページ / End Page)

230

(発行年 / Year)

2017-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013808>

〔論文〕

問われるシンガポールの「多人種主義」 Singapore's Multiracialism Questioned

国際文化研究科博士後期課程

市岡 卓

ICHIOKA Takashi

はじめに

シンガポールは、イギリスによる植民地化に伴う移民の導入の経緯から、極めて多様な民族・宗教を背景とする人々からなる国家である。この国がどのように多様な民族・宗教の共生に取り組んできたのか、また、現在どのような課題に直面しているのかが、本論のテーマである。

西洋諸国では、多様な民族・宗教の共生を目指す運動・理念・政策が「多文化主義 (multiculturalism)」という言葉でとらえられ、政治学者等による研究や政府の政策における実践が進められてきた。西川長夫は、「もし多文化主義を唱えるのなら、カナダやオーストラリアやヨーロッパなどに比して民族的・文化的多様性が圧倒的に豊かで、多文化主義が無言で実践されている、アジアやアフリカの多文化社会こそ議論の対象になるべきはずである。」と主張する¹。シンガポールは、西川の言うように、文化的多様性が豊かで、国民国家形成のために積極的に多文化の共生を推進する政策の実施が求められる社会である。シンガポールにおいて多文化の共生のための政策がどのように実施され、それは西洋における「多文化主義」の概念とどのように異なるのか、また、それがどのような課題を抱えているのかは、政治学

および社会学の見地から議論の対象になるべきテーマであると考えられる。

シンガポールは、多文化の共生を実現するための政策として、すべての民族・宗教の平等を保障する「多人種主義 (multiracialism)」を標榜し、民族・宗教融和を推進してきた。政府は、多人種主義によって、それぞれの集団が独自の文化を維持しながら、国民全体が一体間を持てるような国が実現したと自負している²。この「多人種主義」の「人種」とは、華人、マレー人、インド人、その他の四つのエスニック・グループを指す。しかし近年、シンガポール社会は、積極的な外国人の受入れなどにより、一層多様な民族・宗教的背景を持つ人々から構成されるようになってきている。また、LGBT (性的少数者) の権利の問題など道徳的価値観をめぐる様々な論議では、民族や宗教を越えた対立軸が生じている。従来の民族・宗教の枠組に影響するこのような社会動向の変化の中で、なお多人種主義がシンガポールにおける多文化の共生を進める上で有効に機能しうるのかについては、十分に議論されているとは言えない (多人種主義の課題に関する既存の研究については、後述する)。

本論では、シンガポールの多人種主義について、統治の手法としての「コーポラティズム (corporatism)」という政治学上の概念を適用し、分析を行うことで、エスニシティや宗教に基づく国民の管理という観点から、多人種主義の課題について検討を行う。これを通じて、現在の社会変化の中で、多人種主義がこれからも国民管理の手法として効果を発揮することが可能なのかを検証することが本論の目的である。

1 シンガポールの多人種主義

近代シンガポール社会の形成は、1819年にイギリス東インド会社のラッフルズ (T. S. Raffles) が、当時シンガポールを支配していたジョホール (現在のマレーシア・ジョホール州) のサルタン (マレー人の

王) から貿易活動を行うための権益を獲得したことに始まる。シンガポールが中継貿易港として発展したことで、中国、南アジアなどから大量の移民が流入した。その結果、現在のシンガポールは、マレー系民族が多数を占める東南アジア島嶼部で華人が多数を占める唯一の国家となっている。現在のシンガポールの人口構成は、エスニック・グループ別にみると、華人が74.3%、マレー人が13.3%、インド人が9.1%、その他が3.2%となっており、また、宗教別にみると、仏教・道教が43.2%、キリスト教が18.8%、イスラームが14.0%、ヒन्दゥー教が5.0%、無宗教が18.5%などとなっている³。

シンガポールは、1963年に、先行して1957年に独立したマレーシアに併合される形でイギリスからの独立を達成した。しかし、経済政策や民族政策をめぐる対立から、1965年にはマレーシア連邦から分離・独立することとなった。民族政策をめぐる対立とは、経済的に遅れが目立つマレー人を教育や経済活動の面で優遇する政策を連邦政府が取ったのに対し、華人が多数を占めるシンガポールはすべての民族の平等を唱え、これを受け容れなかったことである⁴。マレーシアからの分離・独立によって、シンガポールは華人が多数を占める国家となった。しかし、マレー系民族が多数を占めるマレーシア・インドネシアにはさまれた小国シンガポールは、これら両国との対立関係が続いている中で両国を刺激するような華人優遇政策を取ることは不可能であり、また、民族間の融和を図るためにも、すべての民族・宗教の平等を保障する多人種主義を国是として国民国家の建設を進めることになった。

シンガポールの憲法は、公職への任用や、財産所有、事業活動、雇用等に関する法律の適用に当たって宗教、エスニック・グループ（条文上は“race”）、家系または出身地に基づく差別をしてはならない旨定めている⁵。多人種主義は、もう一つの国是であるメリトクラシー（meritocracy / 能力主義）と表裏一体とされ、シンガポールは、民族、

宗教等の別にかかわらず能力に応じて公平に登用される社会を標榜している。

多人種主義の下で、民族間のバランス確保・交流促進のための政策が国民生活のあらゆる局面で実施されている。言語政策については、マレー語を「国語」とし、公的な場では英語の使用を中心としつつも、主要な三つのエスニック・グループ（華人、マレー人、インド人）に配慮し、英語・華語（北京語）・マレー語・タミル語（インド人の多数が話者）の四つを公用語と定めている。学校教育においては、教授言語は英語とした上で、主要な三つのエスニック・グループに配慮し、華語・マレー語・タミル語を第二言語として学ぶ「二言語教育」を実施している。住宅政策においては、国民の80%以上が居住する公団住宅において、特定の民族の集住を避けるため、エスニック・グループごとの居住者数の枠（クォータ）を設け、民族間の交流を促進している。選挙制度においては、マイノリティの代表を確保するためとして、エスニック・マイノリティの候補を最低一人含む4～6人のチームで対決する「グループ代表選挙区制度（GRC）⁶」が導入されている。

注意すべきは、「民族間のバランス」や「民族間の交流」において考慮される「民族」とは、華人・マレー人・インド人・その他という四つの「民族」（「エスニック・グループ」または「人種（race）」）の区分が前提となっていることである。この区分は、植民地時代の人口統計に起源をもつもので、現在の定義では、華人は中国、マレー人はマレーシア・インドネシア、インド人は南インドをそれぞれ起源とする者とされている⁷。

この区分の下で、華人でも出身地によって母語は福建語、潮州語、広東語などと異なり、独立前はそれぞれの出身地ごとに下位集団を構成していたものが、一律に華人は華語を「母語」とみなされ、学校では華語を第二言語として学習することになった。マレー人・インド人も、言語、宗教、文化等の面で極めて多様な下位集団からなるが、そ

うした差異は捨象され、それぞれ均質な集団として取り扱われ、華人と同様に言語に関しては一律にマレー語、タミル語がそれぞれ「母語」とみなされている。

学校での言語教育のほか、エスニック・グループ単位での言語、文化、芸術の振興、博物館の整備、シンボルとなる地区の整備（チャイナタウン、カンポングラム＝マレー人街、リトルインディア）などにより、各グループのアイデンティティはステレオタイプ化され、固有・不変のものとして構築される⁸。多人種主義の下では、華人はより華人らしく、マレー人はマレー人らしく、インド人はインド人らしく行動するよう常に圧力をかけられる⁹。エスニック・グループごとに擬制された「固有の」文化は尊重されるが、多様な下位集団はその差異を捨象され、各エスニック・グループに同化させられる。多人種主義の前提となるこうした文化本質主義的なエスニック・グループの区分は、各グループの英語名（Chinese, Malay, Indian, Others）の頭文字を取って「CMIO モデル」とも呼ばれる¹⁰。

バルト（F. Barth）は、エスニック・グループを規定するものは、その文化的特性ではなく、社会的に構築された境界であると主張した¹¹。シンガポールにおけるエスニック・グループのアイデンティティは、国家が設定した区分に従って国民を分類し、それぞれのアイデンティティを本質化・維持強化し、様々な制度によって境界を固定化する一種の社会工学の結果であり、自然に形成された集団というよりは、バルトが言うような社会的に構築されたものとしての性格が強いと考えられる（ただし、エスニック・アイデンティティの範疇を固定化しようとする国家の意思が常に働く点は、境界の可変性を前提とするバルトの議論とは異なる。）。

こうした形でのエスニック・グループの編成は、国家による国民の管理を容易にする。後で論じるように、コーポラティズムによる国民の統治の基礎として CMIO モデルは重要な役割を果たすのである。

政府が多人種主義によって民族・宗教間の融和を推進してきた背景には、予期しなかった分離・独立によって国家としての自立が急務となり、経済開発の前提となる社会の安定化が至上命題であったこともある。政府は、多くの死者を出した1950～60年代の民族紛争に言及しながら¹²、民族・宗教間の融和がいかにもろいものであるかを強調し、国民に対し積極的に民族・宗教間の交流に努めるよう求めてきた¹³。結果として1969年の事件を最後に民族・宗教間の紛争は起こっておらず、多人種主義は民族・宗教間の融和や社会の安定に大きく寄与してきたようにも見える。

しかし、シンガポールを代表する社会学者チュア（B. Chua）は、民族・宗教間の融和が誰も否定することのできない公益（public good）とされ、民族・宗教に基づく主張が「センシティブ」なものとして抑圧されることで、実質を伴った文化交流や相互理解が妨げられ、民族・宗教間の関係は融和に至らない「差異への寛容（tolerance of difference）」にとどまっていると指摘する¹⁴。

また、バーとスクルビス（M. D. Bar & Z. Skrbis）は、オーストラリアやカナダの多文化主義がマイノリティの権利を重視し不平等を解消しようとするものであるのに対し、シンガポールの多人種主義について、経済的・社会的に低い地位にあるマイノリティの状況を改善しようとせず現状維持を図るだけのものと批判する¹⁵。

多人種主義は積極的に差異を称揚するものではなく、民族・宗教に関わる際の表出を社会の安定に対する脅威とみなし抑制する社会管理の手法であるというワリド（Walid Jumblatt Abdullah）の指摘もある¹⁶。

これら既存の研究は、シンガポールの多人種主義が、差異の承認やマイノリティの権利保護といった価値を志向する西洋の多文化主義の概念と比較すると、国家による国民の管理という要素がより強いものであるという指摘を含んでいる。ただ、西洋における多文化主義も結局は国民国家の維持を前提とした「管理の手法」なのであり、西洋の

多文化主義とシンガポールの多人種主義との違いは程度の差に過ぎないという議論もあろう。

本論は、こうした議論を踏まえた上で、エスニック・グループや宗教という枠組の問題に注目する。多人種主義がこれらの枠組の安定性を前提としたコーポラティズムという統治の手法により実施されている中で、コーポラティズムの前提である集団の境界が揺らいでいることを指摘することで、現在のシンガポールにおける多人種主義の有効性を問うものである。

2 コーポラティズムとしての多人種主義

シンガポールは、1965年の独立以来50年以上にわたり PAP が一党独裁にほぼ近い支配を維持してきた、国民の政治的権利を大幅に制約する中で急速な経済発展を実現したなどの点でユニークな国であり、国家体制のあり方をめぐって様々な議論がある。シンガポールの政治・経済研究に関する我が国の第一人者である岩崎育夫は、シンガポールの国家類型について、政権党が強大で国民の政治的自由が厳しく制約される「権威主義国家」、行政が立法・司法に優越する「行政国家」、国家主導での経済開発を目指す「開発主義国家」などに加え、「コーポラティズム国家」が該当すると指摘する¹⁷。

コーポラティズムは、政治学の概念であり、研究者によって様々な定義があって多義的であるが、本論では「重要な利益団体を国家が認知し、政策決定プロセスに組み込むこと」としておく¹⁸。第一次大戦後のポルトガル、イタリア、スペインなどの独裁体制下で、民主主義を否定して職能代表性が導入されたものが「コーポラティズム」の始まりである。第二次世界大戦後の先進資本主義国では、利益団体が国家の政策決定機構の中に入り込み、国の政策決定に参加することが公的に承認されたものが「ネオ・コーポラティズム」と呼ばれるようになった。現代の「ネオ・コーポラティズム」は議会制と共存し、従

来の議会政治や政党システムでは対応できない利害調整や政治・社会的統合、正当化等の機能を担うものとして理解される。「ネオ・コーポラティズム」を便宜上単に「コーポラティズム」と呼ぶことも多いため、本論でも以下はこれにならうこととする。

コーポラティズムの典型的な形態としては、全国を代表する経済団体と労働団体が国家とともに協議体を構成し、経済政策の分野、特に所得政策や労働市場政策に関する決定に参画するものが挙げられる。しかし、労使代表以外の様々な利益団体がアクターとして参加するものもコーポラティズムに含まれるとされ、日本における大企業や農業団体と官僚との関係を一種のコーポラティズム的構造とみる議論もある。また、経済政策に限らず、福祉政策や保険、教育といった社会政策の領域においてもコーポラティズムが成立しうるとされる。

シンガポールにおいては、政労使三者が協調して賃金水準について協議・決定する国家賃金審議会（National Wages Council / NWC）が制度化されており、これは典型的なコーポラティズムの概念によくあてはまる¹⁹。

シンガポールの多人種主義に基づくエスニシティの管理について、コーポラティズムの概念により説明したのが、シンガポール国立大学の政治学研究科で教鞭をとっていた政治学者ブラウン（D. Brown）の研究である²⁰。ブラウンは、コーポラティズムの代表的な理論家であるシュミッター（P. C. Shumitter）の議論を参照しながら、コーポラティズムを「自己決定力を持つ（autonomous）国家エリートが、社会における多様な利益団体（interest associations）を、彼らの利益を国家の中に取り込む（accommodate）ことができるよう、編成（organize）すること」であると規定する²¹。ブラウンは、各エスニック・グループを正当に代表するものとして国家エリートから認知された利益団体が、独占的なチャンネルとして国家に対し自らのグループの利益を主張すると言う²²。具体的なブラウンの説明は、以下のとおりである。

シンガポールでは、1965年の独立後は多人種主義・メリトクラシーの下で民族に対し中立的な政策の方向性が強調され、国家アイデンティティは開発主義に基づくものとなった。各グループのエスニックな感情は、華人では社会主義中国への、マレー人ではマレーシア・インドネシアへの紐帯につながる危険な要素をはらんだものとみなされ、各グループのエスニシティは抑制された。しかし、1980年代から90年代にかけて、シンガポール政治は包摂的なコーポラティズムの傾向を強めた。落選した野党議員に議席を与える「非選挙区議員」²³の制度や、与党 PAP における国民の声を聴く組織（フィードバック・ユニット）の設置など、「管理された参加」ではあるものの、国民の意見を取り入れる仕組みが整備された。こうした政治環境の変化の中で、1990年代に入り、エスニック・グループごとにグループを正当に代表する団体が国家から認知され、それら団体を通じて利益の主張が行われ、一方で団体を通じて国の政策の実施が促進される仕組みが整備されていった。

具体的には、エスニック・グループごとの団体は、例えばマレー人に関しては、ムスリム問題担当大臣、イスラーム評議会（MUIS）、ムスリム社会開発評議会（ムンダキ）などが正当なものと認知され、それらがマレー人社会と政府との仲介者としての地位を与えられている。こうした団体には、高い教育を受けた親政府的なマレー人が関わっている。1980年代後半には、マレー人に「先住者」の特別な権利として認められてきた無償教育の廃止が発表されたことなどから、政府とマレー人との間でたびたび摩擦が生じた。政府はこうした問題について、特定の正当なチャンネルを通じたものに限り、マレー人が不満や批判を表明することを積極的に容認してきた。

マレー人については貧困家庭への教育支援など社会改善事業を行う団体ムンダキが1981年に設立されたが、同様の団体が、インド人については1991年にインド人発展協会（SINDA）として、華人につい

ては 1992 年に華人発展支援評議会 (CDAC) として、それぞれ設立され、政府に対し各エスニック・グループの利益を主張する正当なチャンネルとなった。

ブラウンは以上のように、国家が多人種主義に基づき行うエスニック・グループの管理が、グループの利益を正当に代表するものとして認知した団体を政策決定過程に組み込むコーポラティズムの手法によって行われていることを明らかにしている。コーポラティズムの一般的理論においては、シュミッターのような団体による利益媒介システムとしての見方と²⁴、レームブルッフのような利益団体と政府機関との協調による政策執行システムとしての見方がある²⁵。ブラウンは、エスニック・グループの団体が政府に取り込まれることで利益の主張が行われ、同時に団体が政策執行にも利用されていることを指摘しており、このようなコーポラティズムの両面をとらえている。

ブラウンの主張は、シンガポールの政治体制論に関わるその後の研究でも参照されている。シンガポールの国際政治学者バス (N. Vasu) は、ブラウンの研究に言及し、シンガポールのエスニシティ管理の手法を説明するには、コーポラティズムの概念が最も適当であると述べる²⁶。岩崎がシンガポールの国家類型の表現の一つに「コーポラティズム国家」を挙げているのは、先述のとおりである²⁷。

各エスニック・グループの団体は、各グループが関心を有する経済・社会問題について政府に要望を行うが、多くの場合は、PAP の議員や政府関係者との非公式な協議を通じて解決が行われる²⁸。団体の役員は PAP の議員や大臣が兼任しているため、団体は実質的に政府との一体性が強く、基本的に政府と正面から対決することはない。政府は、政府との関係を慮り無理な要求はしないこれら団体から要望を聴き、可能なものは取り入れ、逆に団体を通じて政府の意思を各グループに伝え、政策の普及・推進に団体を利用するのである。そのような形で、団体が政策決定過程に組み込まれるコーポラティズムが実現し

ている。

コーポラティズムに組み込まれる団体は、エスニック・グループに基づく団体だけではなく、宗教に基づくものもある。これは、マレー人にもインド人にもムスリムがおり、華人にもインド人にもキリスト教徒がいるというように、エスニック・グループを横断するままとまりになる。最も分かりやすいのは、ブラウンもその存在に言及しているが、イスラーム行政全般を実施する法定機関（statutory board）²⁹であるイスラーム評議会（MUIS / ムイス）³⁰である。MUISはイスラームに関わる問題についてムスリムを代表して政府に提言等を行う役割を担い³¹、逆に、政府の意を体してイスラームに関する業務を実施しており、政府によるコーポラティズム的なムスリムの管理の一翼を担っている。このように、多人種主義に基づく統治は、エスニシティおよび宗教の両面から、関係する団体を政策決定過程に取り込むコーポラティズム的な管理として行われている。

3 問われる多人種主義

前章では、シンガポールの多人種主義がコーポラティズムの形を取っていることを、ブラウンの議論をもとに整理してきた。以下では、このようなエスニシティおよび宗教に基づくコーポラティズムが成立する条件について考察してみたい。ここでは、次の三つの条件を指摘する。

第一に、グループ間の明確な境界が存在することである。前述のパスは、エスニシティ管理のためのコーポラティズムは、エスニック・グループの区分が維持されることで成り立つと指摘する。構成員に自然な紐帯をもたらすゲマインシャフトとしてのエスニシティ・宗教に基づくグループを、ゲゼルシャフトとしての国家に統合していく必要がある、そこに、国家エリートがそれぞれの集団に対する介入を行う正当性が生まれる。従って、政府は民族や宗教による国民の分断の可

能性を強調し、国民を統合するためのコーポラティズムによる管理を維持するとバスは言う³²。バスの議論を踏まえると、エスニシティ・宗教による明確な差異が認められ、エスニシティ・宗教が国民を区分する明確な境界になっていること、それによって、グループに固有の利益が存在すると理解されていることが、コーポラティズムが成立する要件となると考えられる。多人種主義は、華人、マレー人といった各グループの差異を本質化し、ステレオタイプ化し、維持することで、コーポラティズムによる統治を可能にしていると考えられることができる。

このように考えると、コーポラティズムによるエスニシティ・宗教の管理は、一種の分割統治とみることもできよう。イギリス植民地時代には、居住地区を分けるなど民族を分断することで連帯して抵抗されることを避ける分割統治が行われたと言われる。しかし、歴史家のターンブル (C.M. Turnbull) は、シンガポールの住民たちは言語も宗教もあまりにも違いが大きかったために、イギリスはそれほど強力な分割統治政策を行う必要もなかったと指摘する³³。そうだとすれば、むしろシンガポールの人々は、独立後にエスニック・グループの区分が固定化・強化され、別の形での、より徹底した分割統治の下にあるという見方もできよう。

第二に、グループ内の均質性が認められることである。コーポラティズムによる統治、すなわち、団体を通じた統治は、団体が適切にグループの共有の利害を代表できることが前提となる。そのためには、グループの構成員（の多数）が特定の問題について利害を共有しているという意味において、グループ内の均質性が確保されていることが必要となろう。多人種主義は、各グループの文化をステレオタイプ化し固定化することで、華人は華人らしく、マレー人はマレー人らしくなることを求め、エスニック・グループ内部の均質性を維持しようとする。また、エスニック・グループ単位の団体の存在は、各グループの共通

の利益を強化する方向に働く。多人種主義は、これらによって、グループ内の均質化を図り、コーポラティズムによる統治を可能にしている。

第三に、グループを代表する団体が、グループの構成員から正当性を認知されることである。すなわち、グループの構成員が、団体が自分たちの共通の利益を代表し、政府に要望や交渉など適切な働きかけをしているとみなすことが必要である。彼らを代表するはずの団体が、あまりにも体制側に従属的であり、政府に対しグループの利益を強く主張しないばかりか、政府の代弁者となって政府の意思をグループの構成員に伝える役割に徹するとなれば、構成員の信任を得ることはできず、グループを正当に代表するものとして認知されない。そのような団体は、政策決定過程に取り込まれても、政府とグループをつなぐパイプとして政府が利用することは難しいであろう。

また、当然ながら、グループ間の境界が明確ではなくなる場合や、グループ内の均質性が失われる場合にも、グループの固有の・共通の・団体によって代表されるべき利害が見出だせないことで、団体の正当性は失われると考えられる。

このように、多人種主義がコーポラティズムにより実施される一方で、逆に多人種主義によってコーポラティズムが機能する条件が整備されているという多人種主義とコーポラティズムの相互依存関係が認められる。

こうしたコーポラティズムの成立条件が、現在のシンガポールにおいても維持されているのか、検討したい。

バスは、コーポラティズムによる統治は、シンガポール人としての共通のアイデンティティが育つことで脅かされると論じる³⁴。バスは、前述のように、政府がグループ間の分断を強調し、境界を維持することで、ばらばらになりかねない国民を統合するという統治の正当性を政府に与えていると言う。しかし、シンガポール人の共通のアイデンティティが強まることで、コーポラティズムの正当性が失われる可能

性があるとバスは論じる。

筆者は、①グループ間の明確な境界の存在、②グループ内の均質性、③グループの構成員による利益団体の正当性の認知の三つのコーポラティズムの条件が成り立たなくなる方向にあり、コーポラティズムによる統治の正当性が脅かされる可能性があると考える。バスの議論の当否も含め、上記の三つの条件の成立に影響を及ぼしうる三つの要因について、以下で整理したい。

第一の要因は、外国人の増加によるシンガポール人の共通のアイデンティティの強化である。

2000年代には経済成長を維持するために外国人の労働者が大量に導入された。2000年から2010年の間に、外国人(統計上は「非居住者」。頭脳労働者、単純労働者の両方を含む。)は75万人から131万人に増加し、全人口に占める割合は18%から25%にまで高まった(2016年中央には30%にも及んだと推計されている³⁵)。頭脳労働者については、永住権・市民権の取得も大幅に認められた。このことは、住宅価格の上昇や交通混雑といった副作用を社会にもたらし、国民の間に大きな不満を生んだ。その結果、与党PAPは2011年の総選挙で支持率を落として議席を減らすこととなった。国民はエスニック・グループを問わず結集し、政府の積極的な外国人導入政策に反対する集会を開いた。バスは、2000年代の急激な外国人の増加は、「ローカル」のシンガポール人のエスニック・グループを越えた連帯、共通のアイデンティティの強化につながったと指摘する。

しかし、その後政府は、外国人労働者の増加抑制、住宅価格の抑制、高齢者福祉対策の充実などの施策を打ち出して国民の支持を回復することに成功し、2015年の総選挙では大幅に支持率を上げた³⁶。従って、2011年総選挙の前後のように、政府に不満を持つ国民が連帯するムードは、現在ではやや冷めているとみられる。

一方で、シンガポール人の連帯強化を否定するような状況もある。

2013年には、他のエスニック・グループに属する親しい友人がいる国民は45%に過ぎないという調査結果が発表され³⁷、また、2016年には、依然として民族差別があると考える国民が半数近くを占めるとい調査結果が公表された³⁸。国民の間からは、民族・宗教間の関係ははまだ「融和」や「理解」には至らず、互いに我慢しあう「寛容 (tolerance)」の段階でしかないといった声がよく聞かれる³⁹。また、2014年の中東におけるISIS (イスラーム国) の台頭以降は、ムスリムに対する差別や嫌がらせの事案が増加している⁴⁰。

シンガポール人のエスニック・グループを越えた連帯が強まり、共通のアイデンティティが生まれれば、グループ間の境界を侵食することで、コーポラティズムによる統治の正当性が脅かされると考えられるが、実際にそのような動きが強まっているかどうかについては、必ずしも明らかではない。

第二の要因は、エスニック・グループを越えた結婚の増加と新移民の増加である。

エスニック・グループを越えた結婚は20年以上一貫して増加傾向にあり、2015年には21.5%に達し、1990年の7.6%と比較すると3倍近くに増加した。特にムスリムについては、この比率は33.8%にもなる⁴¹。外国人 (永住権保有者を含む。) との結婚が増加し約3割にも達していることもその一因である⁴²。異なるエスニック・グループの夫婦から生まれた子供は、父母どちらかのエスニック・グループを選択するが、2011年からは、例えば“Chinese-Indian”というようにハイフンで二つのエスニック・グループ名をつなげる形での登録も可能になっている。ただしこの場合でも、学校での第二言語の学習や公団住宅のクォータ配分においては、最初に表記したグループによる。国民が必ずいずれか一つだけのエスニック・グループに所属し、各グループは均質なものとみなされる (従って、教育政策や住宅政策において同じ取扱いを受ける) CMIO モデルはなお維持されている。

しかし、こうしたエスニック・グループを越えた結婚は、夫婦や子供のアイデンティティのありように大きな変化をもたらし、グループ間の境界を侵食し、グループ内の均質性に大きな影響を与えるであろう。

新移民の増加とは、ここでは、①一時的に滞在、②永住権を取得、または③新たに市民権を取得（帰化）した外国からの頭脳労働者が増加していることを指す。こうした新移民は、「ローカル」のシンガポール人から（例えば中国からの新移民は、シンガポール人華人から）、異質な存在とみられがちであり、彼らの増加は様々な摩擦を起こしている。2011年には、隣人のインド人が料理するカレーの匂いに苦情を言う中国からの新移民の存在がネットで広まると、多くの国民がこれに反発し、多文化が共生するシンガポールの価値を祝福するという趣旨の「カレーの日」の運動がSNSで展開し、6万人が賛同した。新移民が「多文化共生というシンガポールの価値」を受け容れない異質な人々であるという認識を「ローカル」が共有したのである。2012年には、中国人の男性が赤いフェラーリで無謀運転の末に死傷者を出す衝突事故を起こしたことで中国人への反感が高まり、中国大使館が遺憾の意を表明し事態の沈静化を図る異例の展開となった。中国からの新移民は、英語の発音を「ローカル」のシンガポール人にかかわれることがあるという⁴³。2014年には、国民の30%以上が新移民への偏見の増加を感じているとの調査結果が公表された⁴⁴。シンガポール人は、自分たちは経済発展を遂げた国民であるという自尊心の裏返して、自分たちの起源の地である中国やインドを「遅れた国」として見下しがちであるとの指摘もある⁴⁵。「異質」とみなされる新移民の急激な増加は、グループ内の均質性に大きな影響を与える可能性がある。

リー・シェンロン首相は、2014年の演説で、「ローカル」と新移民との間に分断（fault lines）があることを認め、新移民に対してはシン

ガポール社会への統合に努力することを、「ローカル」に対しては新移民を歓迎し受け容れることを求めた⁴⁶。「ローカル」側では、新移民の統合に向けた交流行事、情報提供などの取組みも行われており、「ローカル」側が強い問題意識を持っていることがうかがえる⁴⁷。

以上のように、エスニック・グループを越えた結婚の増加と新移民の増加は、どちらもグループ内の均質性を低めることで、コーポラティズムによる統治の正当性を脅かすことになるであろう。

三つ目の要因は、道徳的価値観の多元化である。シンガポールにおいては、ソーシャルメディアの普及が、LGBT（性的少数者）の権利に関わる問題、妊娠中絶、死刑、安楽死といった生命の尊厳に関わる問題などの道徳的価値に関わる問題についての対立的な議論を活発化させており、後述するシンガポール国立大学・政策研究所（IPS）の研究ではこれを「シンガポールの多元主義の新時代」と呼んでいる⁴⁸。特に、LGBTを支援するピンク・ドット運動は2009年以降毎年集会を開催し、その規模は年々増加して、第7回の2015年の集会には2万8千人が参加した。議論の焦点は、雇用上の差別是正や、男性間の性行為を違法とする刑法第377条Aの規定撤廃などである。一方で2014年には、LGBTの権利擁護に反発する運動が、キリスト教徒およびムスリムの間でそれぞれ起こっている。

こうした道徳的問題への立場は、同じ宗教に属する人の間でも個人の信条によって異なる。同じキリスト教徒（またはムスリム）でも、宗教的信条からLGBTの権利擁護運動に関わる人々もいれば、宗教的信条からそうした運動に反対する人々もいる⁴⁹。また、反LGBT派のキリスト教徒とムスリムが連帯する動きがあるように、異なる宗教に属しても特定の問題に対し同じ立場を共有するという現象がみられる。道徳的価値に関わる問題に関しては、従来のエスニック・グループや宗教に基づく境界は意味をなさず、また、エスニック・グループや宗教グループ内の均質性は失われており、団体を通じたコーポラ

ティズムにより対処することは不可能である。このような状況の中で、政府はLGBT問題については姿勢を明確にしていない。

以上を踏まえ、コーポラティズムを成立させる三つの条件(①グループ間の明確な境界の存在、②グループ内の均質性、③グループの構成員による利益団体の正当性の認知)に三つの要因がどのような影響を及ぼすかを整理すると、以下ようになる。第一の要因「外国人の増加によるシンガポール人の共通のアイデンティティの強化」は、それが現実となれば、グループ間の境界を侵食することになるが、そのような共通のアイデンティティ強化が進むかどうかは、未知数なのではないか。第二の要因「エスニック・グループを越えた結婚の増加と新移民の増加」は、グループ内の均質性を低める。第三の要因「道徳的価値観の多元化」は、グループ間の境界の侵食、グループ内の均質性の低下の両方を招く。第二、第三の要因によるグループ間の境界の侵食、グループ内の均質性の低下は、それ自体が、また、利益団体がグループの構成員から正当性を認知されなくなることを通じて、コーポラティズムの正当性を脅かすと考えられる。政府がエスニック・グループや宗教の間の分断を強調し、グループ間の境界を維持することで続けてきた多人種主義による統治の正当性や効果が問われることになるのである。

次章では、このような状況にシンガポールがどのように対応していくことができるのかについて検討する。

4 多人種主義を乗り越える試み

民族・宗教という属性を単位とした国民の統治システムであるコーポラティズムは現在もなお維持されている。エスニック・グループや宗教に関わる団体は政府の意を体してそれぞれのグループの社会改善対策や宗教の管理に取り組んでいる。こうした団体が社会において重要な地位を占め、国民の生活に大きく関わっている中で、コーポ

ラティズムに代わるシステムに移行することは容易ではない。

しかし、すぐには現在の社会システムを変えるには至らないとしても、コーポラティズムによる多人種主義の限界を乗り越える可能性を秘めた取組みも一部に見られる。

一つは、シンガポール国立大学 (NUS)・政策研究所 (IPS) が 2015 年から 16 年にかけて実施した研究「シンガポール建国 50 周年とその先：シンガポールの多元主義の新時代における公共空間の保持」⁵⁰ である。この研究は、LGBT の問題や生命の尊厳の問題など道徳的価値に関わる問題について対立的な議論が活発化し、従来のように政府と団体との水面下の交渉により社会問題に対処することが難しくなっている中で、価値観の異なる人々が共生していくための方策について、政治学の見地から検討したものである。この研究のユニークな点は、実際に例えば LGBT 擁護派と LGBT 反対派の人々の対話を設け、そのプロセスを観察することから、異なる道徳的価値観を持つ人々が一致に至ることはできなくても、互いを敵視することなく、平和に共存できるような民主主義のあり方を模索していることである。そして、政治学者ムフ (C. Mouffe) の「闘技的民主主義」⁵¹ の理論を踏まえ、多様な人々が一致に至ることが困難な状況の下で、決定が常に絶対的なものでなく、少数者が異議を唱える可能性が開かれているような民主主義のあり方を提案している。

既存の政策決定システムの限界を認め、それをどのように克服するかを模索するこのような研究が、政府の民族・宗教政策に密接に関わる研究を担ってきた IPS によって実施されたことは、政府も何らかの問題意識を持っていることを示唆させるものであると言えよう。

もう一つは、レフトライト・センター (“Leftwrite Center”。以下「LWC」という。) が推進する市民レベルの対話プロジェクトである。LWC は、2008 年にムスリムのマレー人とキリスト教徒の華人の二人が設立した小規模な団体である。多文化の共生や多様性に関わる対話を促進す

ることを目的として、「社会的に重要だが、まだ議論されていない」テーマを取り上げる市民対話を主催しており、その活動はときおりマスコミでも取り上げられている。LWCによれば、民族や宗教に関わる問題の多くは、団体を通じて管理されており、また、「微妙な問題」として言論規制の対象になり、特に、政府が自由な発言を許容する限界（「OB マーカー」と呼ばれる。）が予測できないことから、市民は自由な討論を逡巡してしまう。また、ネット空間での議論は、匿名性ゆえに無責任で、ときには攻撃的なものになり、対立をあおることになりがちである。そこでLWCは、団体を通じた管理の仕組みが十分に機能しなくなっていることから、これとは別に、自由だが責任の伴った討論ができる「安全な空間」を提供するのだという。最近のユニークな対話プロジェクトを挙げると、2014年1月には、キリスト教徒による「アラー」という呼称の使用に関する問題を取り上げ、キリスト教徒とムスリムの共生に関するフォーラムを開催した⁵²。2016年3月にはシンガポールで初めての無神論者と宗教を持つ者との対話を実施している⁵³。

政府が取り上げない微妙なテーマをLWCが積極的に扱うことで、政府との摩擦が生じることが懸念されるが、これまでに政府からの指導を受けたのは、「アラー」呼称問題のフォーラムだけであるという（この際は会場とタイトルを変更して実施した）。無神論者に関わる問題については、LWCの対話以降、政府の管理下にある主流メディアでも無神論者の声を聴くことの必要性を訴える読者からの投稿が複数掲載されており、そのような主張が容認される環境になっていると言える。LWCの活動は政府に容認されているだけではなく、LWCがまさに意図していることなのだが、許容される言論空間を拡大することにもつながっているとみることができよう。

IPSの研究やLeftwrite Centerによる対話プロジェクトは、直接にコーポラティズムによる多人種主義の限界を乗り越えることにつながる

いかも知れないが、これらは、政府と利益団体とによるコーポラティズム的な社会管理システムを補完または代替する新しい意見表明ルートや合意形成の手法が生まれることにつながる可能性を秘めていると考えられる。

おわりに —結論に代えて—

本論では、シンガポールの多人種主義が、国民管理の手法としてのコーポラティズムにより実施されていることを、ブラウンの研究を参照しながら明らかにした。また、エスニシティや宗教に基づくグループ間の明確な境界が存在すること、グループ内の均質性が認められること、グループを代表する団体が構成員から正当性を認知されることの三つがコーポラティズムによる多人種主義の実施の条件となっていると論じた。その上で、近年のシンガポール社会の変化により、これらの条件が成り立たなくなる方向にあることを示した。

固定的な国民の区分は、自然なアイデンティティの変化に抗する政府のエスニシティ構築戦略によって維持され、長きにわたり国民はこれに従ってきた。しかし、新移民の増加やエスニック・グループを越えた結婚の増加による国民のアイデンティティの一層の多様化、ネット空間での議論の活発化による道徳的価値観の多元化は、構築された国民の区分を侵食する方向に働く。このことは、コーポラティズムによる多人種主義の前提を崩し、その存続を危うくしかねない。政府の側からみれば国民の統治が困難になるということであるが、国民の側からみれば、多様化した国民の意思をすくい上げて政策決定に反映させる既存のメカニズムが機能しにくくなるということでもある。

こうしたシンガポール社会の変化の中で、多人種主義のあり方が問われているのではないか。コーポラティズムによる多人種主義を乗り越えることにつながる可能性を秘めた新しい意思表示や合意形成のあり方を模索する取組みの萌芽も見られるが、それらはまだ始まったば

かりである。

注

- 1 西川長夫 (2000) 「多言語・多文化主義をアジアから問う」、『20世紀をいかに越えるか：多言語・多文化主義を手がかりにして』(西川長夫、西成彦、姜尚中編著) 平凡社、p. 17。
- 2 Lee Hsien Loong (2015), *National Day Rally Speech*.
- 3 エスニック・グループ及び宗教の構成比は、Department of Statistics (2016), *General Household Survey 2015* による。
- 4 当時からシンガポールで政権を担っていた人民行動党 (People's Action Party / PAP) の指導者たちの多くがイギリス留学経験者であり、エスニックな意識が薄く、特定のエスニック・グループを支援しようとする意識が弱かった面もある (田村慶子 (2000年) 『シンガポールの国家建設：ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー』明石書店、130ページ)。
- 5 Article 12, *Constitution of the Republic of Singapore*.
- 6 “Group Representative Constituency (GRC)” と呼ぶ。
- 7 シンガポール及びマレーシアのエスニック・グループ区分の起源については、以下の論文に詳しく述べられている。Hirschman, Charles (1987), “The Meaning and Measurement of Ethnicity in Malaysia: An Analysis of Census Classifications”, *Journal of Asian Studies*, 46(3), pp. 555-582.
- 8 シンガポールでは、マレーシアと異なり、エスニック・グループを「人種 (race)」と呼ぶことが多い。これは、各エスニック・グループの分類を本質的なものであるように受け止めさせるねらいもあると考えられる (田村、2000年、21ページ)。
- 9 Clammer, J. R. (1998), *Race and state in independent Singapore 1965-1990: the cultural politics of pluralism in a multiethnic society*, Aldershot: Ashgate.
- 10 マレー人、インド人ムスリム、アラブ人 (エスニック・グループの区分では「その他」に属する。) のように同じ宗教に属する人々が強い心理的紐帯を持っている場合があり、エスニック・グループが人々のアイデンティティを規定する最も大きな要素であるとは限らない。
- 11 パルト、フレデリック (1996) 「エスニック集団の境界」、『「エスニック」とは何か ―エスニシティ基本論文選』(原論文は1969年刊行)、編監訳青柳まちこ、新泉社。

- 12 多数の死傷者を出した民族紛争としては、①マレー人に育てられたオランダ人少女の親権をめぐる裁判が契機となった1950年の暴動、②マレーシア連邦政府との対立を背景とした1964年の華人とマレー人との衝突、③マレーシアでの大規模な民族紛争（5月13日事件）が波及した1969年の華人とマレー人との衝突の3つがある。
- 13 *Straits Times*, 5 October, 2015. しかし、政府が強権的な統治を正当化するために、過去の紛争から政治・経済・社会的な要因を捨象し、民族・宗教に関わる側面をことさらに強調していることも指摘される（Lily Zubaidah Rahim (2012), “Governing Muslims in Singapore’s secular authoritarian state”, *Australian Journal of International Affairs*, Vol. 66, No. 2, pp. 169-185, April 2012.）。
- 14 Chua, Beng Huat (2003), “Singapore: Multiracial harmony as public good”, *Ethnicity in Asia*, ed. Mackerras, Colin, London: Routledge.
- 15 Bar, D. Michale, Zlatko Skrbis (2008), *Constructing Singapore: Elitism, Ethnicity and the Nation-Building Project*, Copenhagen: Nordic Institute of Asian Studies, 50-51.
- 16 Walid Jumblatt Abdullah (2016) “Managing minorities in competitive authoritarian states: multiracialism and the hijab issue in Singapore”, *Indonesia and the Malay World*, Vol. 44, No. 129, pp. 211-228.
- 17 岩崎育夫（2005）『シンガポール国家の研究：[秩序と成長]の制度化・機能・アクター』風響社、23～25ページ。
- 18 本論におけるコーポラティズムの概念整理については、以下の文献を参照した。加藤秀次郎（2010）『第3版 政治学』、芦書房。阪野智一（1986）「ネオ・コーポラティズム」『比較政治の分析枠組』西川知一編、ミネルヴァ書房。篠原一（1983）「団体の新しい政治機能—ネオ・コーポラティズムの理論と現実—」『岩波講座 基本法学 2—団体』岩波書店。
- 19 浜島清史（2001）「シンガポールにおける国家コーポラティズムの確立（1969～84年）—集権化と分権化—」『経済学研究』（東京大学経済学研究会）、第43号、57～68ページ。
- 20 Brown, David (1993) “The Corporatist Management of Ethnicity in Contemporary Singapore”, *Singapore Changes Guard: Social, Political and Economic Directions in the 1990s*, Garry Rodan ed. Melbourne: Longman Cheshire., (1994) “Ethnicity and Corporatism in Singapore”, *The State and ethnic politics in Southeast Asia*, London: Routledge., (1997) “The Politics of Reconstructing National Identity: A Corporatist Approach”, *Australian Journal of Political Science*, Vol. 32, No. 2, pp. 255-269.
- 21 Brown (1994), p. 67.

- 22 Brown (1994), p. 71.
- 23 non-constituency Member of Parliament という。憲法改正や予算関連法案に対する議決権は有しない。国民に対し「野党に投票する必要がない」と思わせるために導入されたという見方もある。
- 24 シュミッター、P. C. (1984)「いまもなおコーポラティズムの世紀なのか？」『現代コーポラティズム (I) 団体統合主義の政治とその理論』(原著 1979 発行)、シュミッター、P. C.、G. レームブルッフ編著、山口定監訳、木鐸社。
- 25 レームブルッフ、G. (1984)「リベラル・コーポラティズムと政党政治」『現代コーポラティズム (I) 団体統合主義の政治とその理論』(原著 1979 発行)、シュミッター、P. C.、G. レームブルッフ編著、山口定監訳、木鐸社。
- 26 Vasu, Norman (2012), "Governance through Difference in Singapore: Corporatism's Composition, Characteristics, and Complications, *Asian Survey*, Vol. 52, No. 4, pp. 734-753. Vasu は「多人種主義 (multiracialism)」ではなく「シンガポールの多文化主義 (multiculturalism in Singapore)」という用語を用いているが、内容は同じものを指している。
- 27 岩崎 (2005)。
- 28 一例を挙げると、2013 年から 14 年にかけてムスリム女性のヒジャブ着用規制への不満が高まった際には、首相が複数のマレー・ムスリム関係団体と非公開での会合を持つことで、「引き続き検討」という形での決着が図られた。
- 29 特別な法律に基づき設置され、独立して国の政策の実施を担う団体。
- 30 マレー語の *Majlis Ugama Islam Singapura* の略。
- 31 実際には、多くのムスリムは、MUIS は政府とあまりにも一体性が強く、ムスリムの利益を代表して政府に異議を唱えることはなく、政府の方針をムスリムに伝え、実施する役割を専ら担っているとみなしている。
- 32 Vasu (2012).
- 33 Turnbull, C. M. (2009), *A History of Modern Singapore, 1819-2005*, Singapore: NUS Press.
- 34 Vasu (2012).
- 35 *Latest Data*, Department of Statistics Singapore (<http://www.singstat.gov.sg/statistics/latest-data#16>, 2016 年 10 月 26 日最終アクセス)。
- 36 2011 年の 60.1% に対し、2015 年では 69.9% と 10% 近く PAP 支持率が上がった。
- 37 Institute of Policy Studies, Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (2013), *Indicators of Racial and Religious Harmony: An IPS-OnePeople.sg Study* (presentation material).

- 38 Institute of Policy Studies, Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (2013), “*Channel NewsAsia-Institute of Policy Studies (CNA-IPS) Survey on Race Relations*” (presentation material).
- 39 筆者が2016年10月15日に現地に参加した市民対話 (CommaCon 2016) でも、このような論調が参加者の間では強かった。
- 40 2016年5月、ムスリム知識人協会は、こうした事態を憂慮し、政府に対処を求める声明を出した (Association of Muslim Professionals, “*AMP Calls for Central Body to Address Discriminatory Practices*” (Media Statement, 4 May, 2016)
- 41 Department of Statistics Singapore (2016), “*Statistics on Marriages and Divorces, 2015*”.
- 42 *Straits Times*, 20 October, 2014.
- 43 最近シンガポールに帰化した中国出身者からの筆者の聞き取りによる。
- 44 Institute of Policy Studies, Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (2014), “*Insights from the IPS Survey on Race, Religion and Language*” (presentation material).
- 45 Chua, Beng Huat (2005), *Taking Group Rights Seriously: Multiracialism in Singapore*, Working Paper No. 124, Asia Research Centre, Murdoch University, October 2005.
- 46 *PM Lee Hsien Loong's speech at the NTU Ministerial Forum* (28 Jan, 2014).
- 47 例えば、華人のクラン (共通の出身地を持つ人々の集団) の連合体である宗郷会館連合総会が積極的に活動を行っている。
- 48 Institute of Policy Studies, Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (2016), *SG50 and Beyond: Protecting the Public Space in the New Era of Singaporean Pluralism* (IPS Working Papers No. 25).
- 49 同じ宗教に属してもリベラル派と保守派の間には宗教実践面で大きな違いがある。
- 50 Institute of Policy Studies, Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (2016).
- 51 ムフは、価値の複数性について合理的な解決は不可能であることを認めた上で、対立する相手に対し「抹殺すべき敵」として敵対するのではなく、正統な「対抗者」として扱う「闘技的民主主義」の実現が民主主義政治の課題であると考え (シャンタル・ムフ (2006) 『民主主義の逆説』原著 2000 年出版、葛西弘隆訳、以文社、152 ~ 162 ページ)。
- 52 2007 年以降、マレーシアでは、イスラームの神の呼称であり、マレー語でも一般的に神を指す「アラー」をキリスト教徒が使用できるかどうかについて、ムスリムとキリスト教徒の間で繰り返し争いが起こっている。2014 年には関

連する訴訟があった (*Straits Times*, 5 March, 2014)。

- 53 無宗教を名乗る人々は増加傾向にあり、2015年には18.5%を占めるに至っている (2000年には14.8%)。こうした人々がどのような道徳的な志向を持っているのかについても注目されるようになっている。